

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準

ー学校保健安全法施行規則第18条・19条ー

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウィルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ(H5N1またはH7N9)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(令和5年5月8日)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎 菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎:ノロウィルス・ロタウィルス等) マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ他	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

2025年4月